

平成28年白老町議会議会運営委員会会議録

平成28年10月3日（月曜日）

開 会 午前 9時56分

閉 会 午後 0時18分

○会議に付した事件

1. 白老子ども議会の開催について
 2. 財政健全化特別委員会のインターネット中継について
 3. 白老町自治基本条例の見直しについて
 4. 定例会の会期変更について
 5. 予算・決算の各特別委員会における質疑の方法について
 6. 特別委員会の開催について
 7. 定例会12月会議の予定について
 8. 次回開催について
 9. その他について
-

○出席議員（6名）

委員長 吉田和子君

副委員長 山田和子君

委員 大淵紀夫君

委員 小西秀延君

委員 吉谷一孝君

委員 西田祐子君

議長 山本浩平君

副議長 前田博之君

○欠席議員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長

南 光 男 君

主 査

増 田 宏 仁 君

◎開会の宣告

○委員長（吉田和子君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午前9時56分）

○委員長（吉田和子君） 協議事項は皆様の手元にありますように、7点にわたってありますので順次進めていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

まず1つ目です、しらおい子ども議会の開会について、子ども議会の開催用概要が来ております。皆様の手元に資料1にありますけれども、開催日程それからテーマと含めてありますので、局長のほうから説明をお願いしたいと思います。

○事務局長（南 光男君） しらおい子ども議会の関係なのですが、去年もやっていますけれども、ことしは10月22日ということで9時半から10時半を予定しているということでございます。テーマについては「いじめや差別をなくすために、私たちのできること」ということになっております。参加者は子ども憲章推進委員12人（小学生8人・中学生4人）、町議会議員と理事者ということで開催されるということでございます。資料1のほうにある程度、日程等詳細が出てののですが、去年とちょっと違う開催内容につきましては、⑥のほうでグループディスカッションをやるということで、生徒さん6人、2班に分かれて生徒6人と議員も入って理事者も入って30分程度いじめをしない、させない、いじめをしたら、いじめられたら、見つけたらということでディスカッションをして、その結果を発表するというところで終了する予定になってございます。これらにつきましては実際の運営につきましては広報のほうの関係もございまして、広報広聴常任委員会のほうに運営をお任せしたらどうかというところでございます。詳細についてはそちらのほうで決めていただくような形になるかと思っております。

○委員長（吉田和子君） 今、局長から説明がありましたように、しらおい子ども議会、資料1にありますように開会日程、場所、参加テーマ、傍聴者、日程等がここに書かれておりますけれども、昨年も子ども議会がありましたけれども、広報広聴常任委員会が中心になって運営をしていただいて連携をとりながら運用をしていただきました。この子ども議会の資料1も案であるというふうに聞いていますので、詳細に内容等についてこちらの要望があれば、それも言っていただくということで、議会としては参加をしていただきたいということですので、議員の方々に参加の申し込みを受け付けるということになると思いますので、広報広聴常任委員会に運営のほうは教育委員会と連携をとって進めてもらうということよろしいでしょうか。それについて何か皆さんのほうから要望があればつけ加えて広報広聴常任委員会のほうに申し上げておきたいと思いますが、何かありますでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 西田ですけれども、5番目のいじめに対する各校の取組の発表（パワーポイント）と書いてますけど、これ議場でやった場合に私たちは見ることでできないのかなと、そこだけちょっと気になったのですけど。

○委員長（吉田和子君） その辺は言っておきます。議員も見たければ後ろの傍聴席に移動するのか傍聴席に父兄もきていますから、どういう形になるかわかりませんが、生徒だけでも12人いるのかな。だから議員席ほとんど埋まると思いますので、報道もきてると思いますから、議員がどういう形でそれを見れるようにするのか、もしかしたら横の窓側のほうにやってもらうとか何か方法があれば議員も見れるような形でやってもらえればということは、広報広聴の常任委員長のほうに言っておきますので、それでよろしいですか。

○委員（西田祐子君） お願いします。

○委員長（吉田和子君） 山田委員。

○副委員長（山田和子君） 山田です。6番目のグループディスカッションの人数なのですが。一つのテーマでグループディスカッションするにはちょっと人数的に多いのではないかなと思うのですが、この辺について皆さんどのように思われますでしょうか。

○委員長（吉田和子君） どうでしょうか。児童生徒6人に対して議員が5人、理事者が2人ということで大人のほうが多くなるのですね。司会、記録は全部この子供たちがやるようなのですよ。確か。そんなようなこともちょっと聞いておりますけれども、そうすると議員がもし10人以上出た場合に14人いますから、もうあと2人ふえてもそれでいいのかということもちょっと含めて、皆さんの考えもしあればそれを委員長のほうに議運のお考えとして述べたいと思うのですが、何かありますでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 中身のことでなくて、この企画を行ったのは子供たちか教育委員会なのですか。何を聞きたいかというと、子ども議会の趣旨としてこういうグループディスカッション等々というのは、教育委員会が努力をすればできる範疇ではないのかなと思うのですよ。やっぱり子ども議会ですから、議会を模倣してやっぱり子供の立場で行政をどう見ているのかというあたりの、本来はその質問がされる中身だと思うのです。ただそれは押しつけません。そうだと僕は思っているのですよ。ただ、これを企画したのは子供たちであって、子供たちがこういうふうにやりたいというなら僕は全然問題ないと思います。ただ大人がこういう企画をして子供たちにやってくださいというのは、ちょっと違うような気がするのだよね。これは普通こういうことというのは大人だって普通にやっていることでしょ。グループ討議というのは、災害でも何でも。それをわざわざ子ども議会で何でこんなことをやるのかなというふうに僕はちょっと思ったのですよ。それは子供たちの要求であるならいいのだけれども、全く問題ありません。結構です。ただ大人がそういうふうと言って、やってもらってこれが子ども議会ですよと、ちょっとなんか違うのではないかなという気がするのだけど。そののところでここで議論してどうにかせいというのではなくて、そんなことは言わない。ただ企画して、こういうふうにとどりに着いたのは、どこが主体でやったのかなという、それだけなのです。子供たちがやったというのなら結構です。それが今、山田さんが言ったことと同じことなのですよ。そういうことなのですよ。例えばこれ人数を変えるとしてもだよ。大人が決めて変えるの。おかしいでしょう。そういう考え方のほうがおかしいと思うのだよな。子ども議会やらないで子ども傍

聴に来てもらってやってもいいのではないの。となってしまうでしょ。だから子供がちゃんと主体になっているのかどうかというのが、子ども議会で1番大切な部分だから、子供が主体になるような形をやっぱり整えないといかんのではないかと、議会と名前がつくのだったらと思いました。面倒くさいこと言っているのではない。子供が主体であつたらいいのです。別にいいんです。前回の1回目のときだつてあつたでしょう。実際にもう全部決まっています。そういうのは違うのではない。子供の児童会は児童会で話してこうなつたとかというのは説得力があるから、なるほどとなるのだけども。格好つけてやっているなら。

○委員長（吉田和子君） 前田委員。

○副議長（前田博之君） 僕も今お話しされたとおりで、いかに子供たちが自主的に自分の考え方を述べるかという形の中で格好よくしようと思つて形骸化されるなら、大人がつくるように見られる。前回は僕聞いたら、非常に前回テーマがよかったのですよね。なんでこんなにテーマ順序よくやるのかなと聞いたら、その子ども憲章を順番にその学校に割り当ててやっていたのですよ。指導しながらやるということは否定はしないのだけど。ただ子供は言いたいよね、発言が。出るのかどうかということをお大瀬さんは言ったと思う。僕もやっぱりその辺、氏家委員長のほうに子供が自主的にできるような大人はあまり口はいれなくて、指導はいいのだけどもさ。そういう部分の一定のルールは議会だから必要だけど、それ以外はやっぱり白老の思いとか、テーマに沿って本当に言えることを言えるような、議会にしないといけないかなと。子ども議会。僕もそう思う。回を重ねるごとにきれいごとになってくると。

○委員長（吉田和子君） 前回、参加して一番よかったのは、将来何になりたいかと町長に聞かれて本音で皆さん言っていることが一番、ああそうなんだ、そういうふうを考えているのだから素直にこっちに入ってきたという部分がありましたよね。その前の発表というのは、それなりに決められてやってきたのだなと私たちも感じ取れたので、議会側のこの内容どうのこうのということよりも子供たちを中心にした本当に子供たちの本音が出る、まして題名がはじめとかというのは確か条例みたいなものつくって取り組んだはずなのですよね。そういうものを作ってどうだったのかということをお子供たちに具体的に問題点を提起できるぐらいのことを本音でやってもらえるようにというふうな形で、ディスカッションも合うかどうかというのを大人が入ってやるということをお大人が言い聞かせて含めてしまうようなになつてもまた困りますし、状況を聞くということなのですか。こちらが全部、説明が出たわけではないので理解できませんので。きっと広報の委員長もその辺も前回の踏まえていくと思いますので、議運で出た今の意見等も含めてほかにまだありますでしょうか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 去年は子ども憲章の具現化という大きなテーマがあつて実現した内容でしたよね。その中でやはり子供たちから見た社会を純粋に見た言葉も結構聞かれましたし、私たちがあいさつしても逆にあいさつ返してくれない大人がいたとか、本当に純粋な話が返ってきてというような、こちらのほうもいろいろと勉強になる部分があつたのですけども。やはり、こういう形のディスカッションで大人が主導的な形で議員や理事者が形づくるといふのは

ちよっとうまくないなど、やっぱり思いますのでもう少し中身を考えていただく必要があるのかなというような気がします。

○委員長（吉田和子君） ほかにありますか。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。ちょっと中身的なこと、このやることについてはいいのですが、結局子どもと議員とか理事者、大人が話しすると結論を大人が言ってしまいがちだと思うのですよね。これはこうすべきだとか、ああすべきだとかということに終始しがちだと思うのですよね。その辺のところの対応をどうするかということを揉んでもらって、やっていただく必要があるかなというふうに思いますので、その辺の配慮をしていただければと思うのですけど。しなきいといけないということはないと思うのですけど。

○委員長（吉田和子君） 子供たちがいかに町のことを思っているか、テーマはいじめになってしまっているの、議会でも私たちは行政には聞いてますけど子供には聞いたことがないですね。それと子供の本音の部分出されてくると、また私たちの物の見方も変わってくるのかなというふうに期待したいと思いますので、その辺含めてそういう子供たちの生の声が聞けるようなディスカッションして大人が言い含めたり結論を求めるのではなくて問題点を探しながら今みんなでこのことに向かっているというのができるような、そういった子ども議会になるといいですねということを広報の委員長にしっかりと伝えていただくと、考えとして。広報の委員長もまたいろいろ小委員会のほうでまたその取り組みについてはやっていくと思いますので、お任せをするということと、それから今皆さんから出た意見をこれは議運で心配されていることなので、その辺の内容を全部説明受けたわけではないので、こちらで勝手に取ってるかもしれませんから、その辺を含めてやってもらうということでもよろしいでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） ぜひお願いしたいと思います。あくまでもこの日は、先ほど大淵委員もおっしゃっていましたが子ども議会では私たち議員はその日は傍聴者だと思うのですよね。そういうことをきちっとしていただければありがたいかなと思います。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 例えばこうやってやるのだったらA班、B班両方ちゃんと議長が総務文教常任委員なら常任委員にちゃんと選出して、そしてやるとかこれだったら単なる子供たちが集まってやるということにしかならないでしょ。議会なのだから。議会の中で皆さんの教育のことをやるのは総務文教常任委員会というところですから、そこで議論をこういうグループ討議というのは常任委員会みたいなものだから、それはそれでは総務文教常任委員に任命しますとちゃんとしてやるとか、もうちょっとこう子どもの議会に対しての意識づけになるようなことをしないと、子ども議会だか何だかわからなくなってしまう。

○委員長（吉田和子君） 増田主査。

○事務局主査（増田宏仁君） 今、教育委員会からそのような形でやりたいという話を受けて議会として、あくまでも議会に似た感じでやりたいということで、今大淵議員がおっしゃった

ように常任委員会ではないですけども、特別委員会という形をとらせていただいて皆さんに特別委員会の委員になっていただいて、ディスカッションの会場を移すのですよね。特別委員会として開いてください。戻ってきたら特別委員会の審査の報告をしてくださいと。議会に做った感じでのシナリオを考えて調整していますので、あくまでも議会に近い雰囲気ではあると思います。

○委員長（吉田和子君） そこは考えてくれていたということですね。議会と同じようにやるということは考えてくれていたようですので、その辺も含めてもうちょっと詳しく、もしかしたらもう1回議会の広報広聴の常任委員会をやって皆さんに要望等お話があるのかもしれないのかもしれない。全員協議会か特別委員会か終わったあとにでも5分か10分で説明もしかしたらあるのかもしれないので、やっぱり進めないと出るわけにはいかないと思いますので、どういう内容になったかは最終的なものはきちっと委員会として報告があると思います。あとほかにありますか、大体このようなことでよろしいでしょうか。こういうことを広報広聴常任委員長にもお伝えして小委員会でやるのかどのような形でやるのかわかりませんが、教育委員会との打ち合わせをして当日、子供たちが本当にやってよかったと言われるような子ども議会を開催できるように、議会としても全面的に協力していくとてことで、そういうふうなことでお伝えしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） ではそういうことでよろしくお願いたします。

では次に財政健全化特別委員会のインターネット中継についてということで議論したいと思います。これは財政健全化特別委員会やった後に事務局に電話があつてということで。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 私も公開が重要ではないのかという、いろんな部署に今回、財政健全化の特別委員会に関しては、各部署をもそうですけどもやっぱり公開するのが原則かなというところもありまして、こういう提案をさせていただいております。

○委員長（吉田和子君） ライブ中継の議会運営基準にはライブ中継ということで、本会議と予算等審査特別委員会と決算審査決算審査特別委員会と議案説明会のこの4つがライブ中継を行うということで、議会運営基準の中に書かれております。それで、こういうふうになると健全化特別委員会だけプラスするということになるのか、今、象徴空間もやっておりますし全員協議会もある程度大事なこともなかもやっておりますけれども、この際どういうふうにしたほうがいいのかということも含めてちょっと検討したいかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 事務局長の説明についてちょっと聞きたいのだけでも、各部署にということはその役場の各部署、職員も希望してるとそういう意味ですか。そういう意味で捉えていいのですか。

○委員長（吉田和子君） 南事務局長。

○事務局長（南 光男君）　こういう特別委員会のライブ中継をやはり公開したほうがよろしいのかなというところもありまして、そういうところの提案でございます。

○委員長（吉田和子君）　ただ通知の方法もありますよね。

山本議長。

○議長（山本浩平君）　通知もあるし、当然これ議会側だけの話ではないと思うのだよね。当然その行政側もそうしたほうがいいかどうかというのも当然、まずライブ中継始めるときってそうでしたから一番最初に。勝手にということには私はならないと思いますよ。仮にやるにしても。

○委員長（吉田和子君）　ということはこれは理事者側はどういうふうに言っているかというのはわからないのですね。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君）　そうですね。

○委員長（吉田和子君）　それでは、そちらのほうと確認しないとだめですよ。

山本議長。

○議長（山本浩平君）　それと、たまたまその財政健全化特別委員会で町民からそういう連絡がきたと。いやいや、象徴空間もやってくれと。同じこととなりますよね。この辺も含めてやっぱり議論したほうがよろしいのではでないでしょうか。

○委員長（吉田和子君）　今、議長がおっしゃいましたように特別委員会を今後これからもあまりないと思いますけど、特別委員会が設置されたとき、それから今やっているのは全員協議会、委員会、協議会はやることはないかなと全員協議会等があるのですが、その辺を中継するということは行政側が何て言うかわかりませんが、議会側としてこういうライブ中継に関して皆さんどのようにお考えになっているか。きょう急に出されてあれですので前回ちょっと終わりがけにこういうお話がちょっとあったので、検討しましょうかと話もちょっと出たのですが正式にしましょうということではなかったのですが。どうでしょうか。どのようにお諮りしますか。報道関係を通じて新聞で出してもらおう議会に町民に対しての報道の方法というのはいき渡らないということなのですか。

西田委員。

○委員（西田祐子君）　インターネット中継できるという、それを見られる方というのはあくまでもパソコンを持っていらっしゃる方でインターネット中継をホームページの中で何月何日決まった段階で載せておけば私はそれで十分なのではないかなと思うのですよね。パソコンを持っていない方が、わざわざそこにいって見るかといったら、そんな時間をつくるくらいなら議場に来てくださるのではないかなと思っているのですよね。反対にホームページにきちんと載せたほうが、パソコンに載っているよと町民の間で話になれば、必要だと思った方はパソコンのない方は議場に来ていただけるチャンスにもなるのではないかなと思うのです。ですから、やるとしたら周知方法はそれだけかなと。あと、やるやらないということに関しては、特

別委員会ごとに一つずつやるというよりはむしろ全員が集まってときはやるのか、本会議場を使ったときはやるのか、そういうふうな大枠で決められたほうがわかりやすいのかなと思うのですけど。

○委員長（吉田和子君） ほかにご意見ある方いらっしゃいますか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 今言われましたように要するに議会は公開しているわけだから、議事録含めて公開しているわけだから。多くやったら多くお金かかるのかい。そうしたら議長言われたように議会としては全員集まるものについては全部流しますと町側はいかがですかと、それだけでいいのではないのですか。別に放映しない理由とは何もないでしょう。成り立たないもの。そんなことを今。まして全部、議事録も公開しているわけですから。経費がかからないのだったら流して、あとは町に確認をとればこう考えていますと。

○委員長（吉田和子君） 経費の面は心配ないですねということなのですけど。内容的なことで自由討議になると血気盛んになって、わんわんと言葉とかそういったものはきちっとしていかないといけないなというふうを感じるのですよ。気をつけてやっていかないと、しているからしていないからと言葉遣い皆んな変わるわけではないと思うのですけども極力、もしやるとしてらその辺は気をつけないといけないのかなと思うのですけども。どうでしょうか。向こうの理事者と議会の希望も添えながら理事者側がどのようにお考えになるのか、その辺含めて構わないということであれば、やるということ。

前田委員。

○副議長（前田博之君） 自治基本条例の中でうたっているのです。議会運営の中で、会議録の公開、全部公開ですよ。そしてインターネット中継も制度を整理しますと。なお必要が認められる特別な場合は非公にしますと。自治基本条例で原則公開しているのだから、そういう方向でいいのではないか。

○委員長（吉田和子君） 今、前田委員から出ましたけれども、これからあとのほうの全部こういうことが議会改革にかかわってきていることなのですよね。議会改革やっていませんでしたので、きょう頭出しみたいになってしまうのですけど時間かかるものもあると思うのです。それから行政とのやり取りをしないとならないものもあると思いますので、ある程度これを議論しながら変えていくという形、先ほど話したように情報公開すると全部すると言っているわけですから、秘密会は別としてね。ですからできるものはやっていくことが本当は皆さんに、ただその周知方法もなるべく平等にいき渡るような方法も考えないといけない。ですから広報でわかっている時は広報に載せる、だけど3カ月に一回ですから、なかなかないので町の広報に議会の特別委員会の日程をある程度載せてもらうことも今後必要なのかも、もしやるとすれば。そういうことも含めながら行政とのやり取りをして、もし行政の理事者のほうで構わないということであればやっていくということはよろしいですか。各党派の方にもこの辺はきちっと申し上げておいていただきたいと思います。今までやってきたのが四つの項目でしたけれども、今後特別委員会、私は特別委員会は中継やっていると思っていたのですよ。そし

たらやってないということだったので、そうだったのだという感じなのですが、これを見たら四つだけですので今後の特別委員会、そうすると象徴空間のほうもやるような形になると思いますので、またやるということでまた議員また自覚新たに勉強して参加してくれるのではないかなというふうにも考えますので、そういう真剣なやりとりをまたさらにしていくためにも、そういった形も一ついいのかなというふうに思いますので、議長のほうから、やってもらうのはその理事者側と。いつからやるかはまた別としても準備が整い次第やるということでお話を。各党派の方にはそういうことで、特別委員会は始まる時また皆さんにお知らせしますが、今議長が理事者側と話ししていいということになれば、インターネット放送ライブ放送するというので議運としては決めていきたいというふうに思いますので、ここで決めていいですよ。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 一つはやっぱりちゃんとしておかないとだめなのは、特別委員会にするのか全員での会議は全て流すということにするのか。ここ変えないといけないのだから、特別委員会にしたらちょっと二つ以外の特別委員会できたけどどうするのとなるでしょう。それが一つ。それはきちっとしとくこと。

それともう一つやっぱり議会が町にきちっとライブ中継をやりたいと、議会としてはそういう立場だと。そういうふうにしないと。どうですかというのではないですよ。違うのです。議会の立場を鮮明にするということです。どうしても向こうがきちっとした理由があって反対だったら反対してくればいいわけだから、それをまた議運でかければいいわけです。議会は独立しているわけですから、きちっと議会はこうしたいと。町はどうなのだろうという立場でやるやるとないと、相談したいのです、どうしますかと言うのではこれは議会の立場ではないのですよ。そののとこだけははっきりしといたほうが僕はいいと思う。

○委員長（吉田和子君） 今、申しましたようにしたように議運では決めましたので、各党派には言っただけのようにして議長は向こうのほうにきちっとやりたいということで申し上げてほしいということで、それでよろしいですね。ただ内容的なものについては、これはここで決めていいのかな。全員協議会それから、全員参加の特別委員会、委員会はここでやるから無理だと思うんですけど。それくらいですか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 全員協議会だとかはなかなか難しいところもちょっとあるのかなという、いわゆる定例会の前に若干説明したようなことがあるケースもあるので全員協議会の場合は、ちょっとなかなか微妙な気がしますが。全員協議会に関しては、皆さんどうですか。それとさっき大淵さん言われたことに関して私が懸念しているのは、前堀部議長のときは非常に苦慮されていたので、前の町長さんは結構、時々ありましたので。そんなことも含めて、やはり行政に対しても多少の気を使わないといけないところがあるという、私のそういう思いがあります。その件については。

○委員長（吉田和子君） どうでしょう。全員協議会なのですけど、聞いている人によっては

事前調査に映らないかなという気もするのです。こっち側は気をつけて議論しているのですが聞いてるほうの人にとっては事前審査みたいにとれることもあるかもしれないかなと、ちょっと気がするの質問の仕方によって、何かそんなか感じもするのですけども。全員協議会はどうかでしょうか。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時47分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて委員会を開会いたします。

今ライブ中継の内容について皆さんから意見を伺いましたけれども今、議会運営基準にある4項目にプラスをして全員協議会について、それから特別全員参加の特別委員会についてはライブ中継を実施をしていくということで一応、議運としては決定いたしました。あとは行政のほうに諮っていただいて了解をしていただくと、そういうことであとはどういうふうな反応が出てくるかわかりませんが、議長にお任せをしては協議をしていただくということで、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） そういうことで進めていただきたいというふうに思います。

財政健全化特別委員会のインターネット中継、財政ばかりではなくて特別委員会というふうに変りましたけれども、インターネット中継それから協議会も含めて協議をして決定をいたしまして、または行政のほうにしっかりとその旨を伝えて判断をしていただくということで議会としてはやりたいということで要望していきたいというふうに議長にお任せをしたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

では次に白老町自治基本条例の見直しについて、白老町自治基本条例の見直しの方向性、前回、自治基本条例が町が見直しをするということで議運において議会を代表して氏家広報広聴常任委員の委員長とそれから議会運営委員会の副委員長の山田和子さんを推薦をいたしまして2人を送り出しましたけれども、あくまでも議会から代表して出ているということですので、今後の議会の議会基本条例の必要性和絡めて、ある程度議会としての意見を持っていただかないと2人は何を言っているのかわからなくなるのではないかとというふうに判断しますので、その辺を協議していかなければならないというふうに考えているのですが、局長のほうから何かありますか。

○事務局長（南 光男君） 今回の自治基本条例の見直しに関しましては、議会から山田議員と氏家議員が検証委員会のほうに参加するのですけど、前回の見直しときには既に政策研究会が立ち上がっていてそこから出ているということで、いろいろその中で見直しに当たって、いろいろ議論ができた、議会としての意思がこう出せたのかなと思うのですけども、今回はそういう形ではないものですから、ある程度の推薦された2名の委員さんにつきましても、個人的な意見しか述べられないようなことになる可能性がありますので、議会としての意見というか見

直しの考え方を提示していかなければならないのかなと。そのお二人にお願いするというか、いろいろと連携をとっていかなければならないのかなと思っております。その場合はどういうふうに進めればよろしいのかなというところでございます。

○委員長（吉田和子君） 今、局長から説明がありましたように、前回は政策研究会が自治基本条例ができてから5年以内にやりますから、4年過ぎたときに見直しをすると言ったときに政策研究会ができて報告があるのですが、この自治基本条例の議会条例の部分に対しての課題とかそういったものを議長名で政策研究会の報告書を出してるのですね。それを見ますと、やはり課題も全部載っておりますので、まず先に各会派ごとに出すのをどういうふうに出していくかという議論とともに議会基本条例を今後、策定していくかどうかということも含めて議論を各会派でしてきてくださいというふうをお願いをしてあったのですが、そのことについては各会派で議論というか結論出せましたでしょうか。まずその点ちょっと伺っておきたいと思うのですが。どちらからでもよろしいです。もし議会基本条例をつくるとしたら、すぐはできないですね。半年間もしかしたら下手したら、それこそ29年の9月ぐらいまでに自治基本条例が正式にできるようにするのかな。5年未満だから。今からやってきて1年ぐらいかけてやるのではないかと思うのですよね。まず会派では結論出ていませんか。どうでしょう。各会派の話を伺いたいと思います。順番によろしいです。どうぞ。

山田委員。

○委員（山田和子君） みらいの山田です。そのとき、ちょっと前の議論だったのですがけれども、そのときはやはり協働のまちづくりが促進されるように、行政と議会と町民との役割と責務を定めるということが目的というか趣旨であったように思いますので、その特徴を大事にするということで私たちの会派では今回はこのまま三者の自治基本条例のままでというふうに議論されて結論出たのですけれども、いずれは議会基本条例も必要になるかもしれないというような意見も出ましたので、ちょっともう少し議論を深めたいなというふうには考えております。

○委員長（吉田和子君） いぶきさん。

○委員（小西秀延君） いぶきも現在、議会と行政と町民と三者でつくられている基本条例の形がよろしいのではないかということになりました。現在はそういう形で進めていったほうが当初これをつくったときの形を継続したほうがまだよろしいのではないかと。今後、問題が出てくるのであればそのときに考えればよろしいのではないかということでした。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） うちですけれども、私が提起したことですけど。この自治基本条例が悪いとか全然思っておりません、非常にすぐれたものだ。議会の部分も含めてそう思っております。ただ議会が今、改革という言葉が当てはまらないとしても町民からいかに信頼されるかということが非常に全国的に問われています。そういう中でやっぱり議会がどんな役割を果たして何をするのかというあたりを、きちんと原点に帰って議論をしそれを議会の立場でつくり上げる。二元代表制の原則です。私もこれに賛成したのは事実ですから、二元代表制というのは議会と町がきちっと機関競争主義。競争をしていけるような、そういうものでなければなら

ないのはもう自明のとおりです。そういうことからいうと私はやっぱりここまできたら定数も14になりました。ここまできたらやっぱり、議会がどんな役割を果たすかときちっとしないと行政と議会の関係がきちっとうまくいかないのではないかと本当に感じています。本当に感じています。ですから町民の信頼を議会が助けるためにはどうしても議会が独自の議論をし、議会が独自の体制をつくっていくということが対決するとかということではなく、そうではなくてやっぱりこのところが僕は今、議会に1番求められているところではないのかなというふうに思って、うちの会派としてはそういう議論を十分重ねた上で、近いか遠いかは別にして議会基本条例を独立させるために今から議論を始めることというふうな結論になりました。

○委員長（吉田和子君） きずなさん。

○委員（西田祐子君） きずなでございます。今の現状のままでよろしいのではないかと。ただ皆さんの議論の中で、もし新たな形のものの今、大淵議員、共産党さんおっしゃったようなものをつくりたいという意見にまとまったら、それはそれで。ただやるとして今、現状の中で議会運営委員会の中でも話し合えて意見とかまとめられるような形でもってやるのならそれはそれでも構わないと。今の現状の自治基本条例で、それで結構中身はいいのではないかなという考えです。

○委員長（吉田和子君） うちの会派もそうなのですが、自治基本条例の中に決して他町村に負けないきちっとした必要な項目はきちっと入っているのではないかとということで、決してそれが議会運営に何か困ってることがあるとか出てくるとか議員の資質向上など全てのこともなされてますし反問権も書かれておりますので、私たちもこれは問題がないと思っています。ただ今後、議会運営をしていくときにうちの氏家議員は政策研究会のメンバーの1人でした。その中でやっていく中でやはり先ほど大淵がおっしゃいましたように、二元代表制の議会のあり方、議会での今後のありよう、それから法的なものも変わったものも結構ありますし、それともう一つは議会事務局の立場、調査機関としての立場的なものがどういうふうな形であるべきなのかということも含めて、今後必要ではないかなというふうに思っておりますので、やっぱりこれは先ほど出ましたように時間のかかることですので、今この改正には間に合うかどうかちょっと、日程を伺うと2月ごろまでに大体見直し事項に関する最終確認というふうになっていきますので、今、議会でこの議会条例をつくるのは2月には間に合いませんので、皆さんの意見を聞いていると必要であるかどうかということも、これから検証しないとならないということですので、自治基本条例の中では議会としてはこのまま問題はないということで、できるまでは抜けるわけにいきませんので、このまま入る形になっていくと思うのですが、そういう形でやっていきながら議運として議会基本条例の策定に向けて問題点を洗い出しながらやっていくということでもよろしいでしょうか。やり方等も含めて、どうですか。今後になると思いますが。するのであれば、どういう形でやっていくかというのは、今後のやっていくもし変えるのであれば議会基本条例をつくるのであれば。これは今これでいいということですので皆さん。問題はないし、ただ必要性もあるだろうということですから、それを検証しながらつくるのであればどういう形でつくるのかということは議運で議論して、どういう形になるか新

しくその政策研究会にはなるかどうかわかりませんが、特別委員会というかなんか委員会をつくるのかどういう形にするのかわかりませんが、これから半年か1年後になってしまおうと思います。もしできるとしても。できるというのはやり始めていって議論して、そういう議論が始まると思うのですけれども、そういうような形で進めていくということで、今、皆さん各会派の意見がありました、今のものには問題はないし、ただ今後の議会のあり方も含めて必要性がないだろうかということの問題提起もありましたので、その辺含めてやっぱり検証してみないとだめだと。何が足りないのと何をどういうふうにしたらいのかということを検証しないとだめだと、先につくるのではなくて、それを検証しないとつくるとい段階には入らないと思うのですが、その辺どうでしょう。政策研究会で提言した大淵委員あときは座長として提言しておりますので、どうでしょうか。持っていますか、皆さん政策研究会の報告。こういうことで、こういうふうなことで問題はないと思うということの提案をしているのですよ、議会の部分で。それに対してまだこういう課題もあるだろうということもちょっと載っていますので、後ほど終わるまでにお配りしたいと思いますので、それはお配りしてよろしいでしょうか。そうしますと、あとで検討していただきたいと思います。いやそれはまた議運またこれから開くことになると思いますので、その中で検証していくということになると思います。きょうは検証ということにはなりませんので、一応皆さん各会派のご意見を伺ってそれで自治基本条例がこのまま今、改正をすることはできないし議会基本条例をつくるということにはまだ間に合わないしならないだろうということで、現在はこの条例の中でただ議会として、この自治基本条例の中に議会の部分がありますよね。そこで訂正するほうがいい部分がないかどうかは検証して24日にあるのですよ。自治基本条例の第1回目の委員会というのかな、委員会あるのです。それとそのときはきっと日程的なものだと思うので本題には入らないと思いますので、10月中にでも11月入る寸前ぐらいに議会の基本条例の部分は見直しする必要があるかどうかということは、各会派で話をしていただきたいと思うのですよ。これは議会としての意見を出さなければなりませんので、これは議運でやっていいのかな、問題点いっぱいありますけど、まず自治基本条例をこのままでいいかどうかという検証をして、2人のメンバーにきちっと議会としての意見を付託する、それがまず大事だと思うのです。それをやらなければならないと思います。だから山田副委員長が出ていますので、日程的なことはきちっと明確に皆さん知らされたいと思いますので、その時点で議運でいつまで結論を出すということを決めていかなければならないのではないかと思います。そういうふうにしたいと思いますが、それはよろしいでしょうか。自治基本条例の中の議会条例の部分は1回目終わった日程をにらんで今後、議会としての意見を集約して付託をしていくということで、よろしいでしょうか。議会基本条例に関しましては、政策研究会の座長何も話はないのですけど、どうですか。ご意見があれば。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 今、自治基本条例の見直しに2人の議員が議会の代表で出るわけですよ。今の話では早急に議会基本条例を立ち上げるという考えではないというふうになったわけ

だから。そうであれば、この自治基本条例の中の議会条項が議会としてどうなのかということは検証してあげないと。行って言うことできないでしょ。個人で言うわけにはいかないのだから。だから、そうであれば、ここをきちっと検証してこれはこのままでいいとか、ここをこうやって直したほうがいいと議会ではなかったとか、そういうことをきちっと検証しないと4年間の検証は行政も町民もするわけですから、議会もこの検証をきちっとするということですよ。私が言ったのはどういうことかという、もしそれが議会基本条例を立ち上げる方向で行くよとなった場合は、それは現段階では立ち上げるための努力をこれからしますので、それについては今回は意見はありませんというならそれはそれで構わない。そうでないとしたら、議会の代表で2人行くのに勝手に個人的なことを言ってそんなことにはならないよ。だからそのところはきちっとしておかないとだめだと思います。

○委員長（吉田和子君） それ今お話ししましたけど、今、代表で副委員長も代表で行きますので、1回目はちょっと日程的なことだと思うのですよ。議会の意見の集約をいつまですればいいのかをきつと確認をしてきていただいて、その上で議運でいいのでしょうかね、その検証するのは。もし議会基本条例をつくる方向性でいくのであれば、このままでいいよとかそういう議論をちょっとしながら、今回どうしようということ直すところがあれば訂正をこの文章はちょっとそぐわないのではないかと、そういうのを各会派でいつまで話し合ってもらっていつ結論を出して、この2人の委員に付託するという日程をこっち側のほうでつくっておかないといけないと思うのですよ。日程を決めて。2月が最終結論になっていますので、11月中旬に若干取り組みの状況の検討をするということになっているのですよね。あと1月中旬と。だから、やっぱり12月ぐらいまでには結論を出さないとということだと思いますので、それまでにちょっとまず10月24日の日程がわかった時点で、委員長から報告をしていただいて、そのあとの日程の各会派の打ち合わせ、それから議運でいいのか議運でまずどうするかという方向性で、ここでその検証するだけでいいかどうかということも含めて議論したいと思います。その上で議会条例に結びついていくのであればそれをつくるために今回はこの見直しはしないとか、それぞれの会派で結論を出していただければいいと思いますが、そういう進め方でよろしいでしょうか。よろしいですか。そういうふうに判断したいと思います。

まず24日に2人の委員さん出席していただいてその結論で日程的なことを捉えてきていただいて議運でその報告をしていただきます。その上で各会派では、もう1回この文章でいいかどうかを確認をしていただく、そしてその上で今度、議運のこの場でやったほうがいいのかそれともまた別に委員会を設けて検証するのか、そしてそのときに同時に議会基本条例をつくっていく方向性で進むのかどうかということも含めて、もう一度、各会派で議論してきていただきたいというふうに思います。ただその日程的なものが11月の中旬に1回状況の検討するということと、1月にはもう取り組み状況の検討をしますので12月ぐらいまでには大体できなければならないということだけ頭に置いてやっていただければというふうに思います。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 議運でやるとかやらないとか私まずそっちのほうが先に議論しないと

いけないのではないかなと思うのですね。というのは日程的な問題もありますけれども、氏家委員は広報の委員長さんですよね。こちらのほうの山田和子さんも議運の副委員長ですけども。ですから、まずどこでやるのか別の組織をつくるのかということ、きちっと先に会派で話し合いをして、そしてどっちのほうでやるのかというふうに決めないと、もしあとで議運でやりますとなったときに氏家委員はどういう立場でこの議運の中で議論に参加をされていくのかという部分もあるのではないかなと思うのですけど。その辺はどのようにに整理されるのでしょうか。

○委員長（吉田和子君）　ですから、先ほど言いましたようにまず山田さんが24日の検討委員会に出ます。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君）　どこかというのは運営基準31ページに議会運営委員会というのがあって、調査及び審査事項というのがございます。各2つの常任委員会にかかわらない部分、それはその他のことについて議長の諮問でも構わんいませんしできることになっています。ここでしかやるところありません。特別委員会つくるなら別だけど。だけど、見直しすると決まっていないうちに特別委員会をつくるとはならないでしょ。そうすれば議会運営委員会にしかやるところないと。やるところは。その他、議長において必要と認める事項。要するに2つの常任委員会以外のことは全部これでやると。

○委員長（吉田和子君）　議会にまだ日程的なことは全然示されていないのですよ。だから、まず2人出ていただいてそれで日程が確実にになったら進め方をどうするかを議運できちっと話し合っ、特別委員会を設けるのか議長付託でやるのか、それともそのとき氏家委員の立場をどうするか院外議員で参加していただいて意見を聞くことはできますので、賛否はできないですけども、そういう形にするのか。そして各会派でそのとき一緒に自治基本条例の内容の検討もある程度していただければ大変助かると思います。こういう項目でいいのか、こういう項目が足りないのではないか、例えばこういう項目を全体を見るとやっぱりあの基本条例をつくることにして今回はこのまま提出したほうがいいのではないかなというような結論を会派でもんで、24日の結論を得たときに早急に議会運営委員会を開催したいと思いますので、その時点で次の会派の話し合いをいつまでしてきてくださいということを決めたいと思います。それをどういうふうに進めるかは、そのあとになると思いますので、まず日程がわからないうちに先にこちらで何の形でということにはちょっとなりませんので、今、大淵委員からありましたように議運がやっぱり中心になってくるというふうに思いますので進め方も全部、議運できちっと決めたいと思います。まず日程をきちっと確認をしてきていただいて、その書類をもってこちらのほうで伝えていただいて、それでその上で検討したいというふうに考えています。だから10月中にもう1回議運はやると思います。そういうふうに考えておいていただきたいと思います。日程的なこともちょっと状況わからないうちに先んじていろいろ話し合う必要はないかなと。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 会派でここ自治基本条例の部分の議論をしてもらえばいいでしょ。これを検証するわけだから。それも決まっているわけですよ。議会基本条例はすぐは立ち上げないということだから、そうであればこれはやらないといけないわけだから、いずれにしても。

○委員長（吉田和子君） 立ち上げないのですけども、もし立ち上げるとしたらそれでも修正をします。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） してもしなくてもいいということ。何も議論しなくてもいいという場合だってあるでしょ。立ち上げないとしたらこれは検証しないとだめでしょう。そうでないと意見を言えないでしょう。だから、それはもうここで問題点がどこにあるのか、7条のうちのどこを直せばいいのかということは各会派で議論していただいていたほうが、うんと合理的だし。今からやっておくという意味です。

○委員長（吉田和子君） 日程を決めてそのあとやってもらってもいいです。十分に議論できるような状況であれば、それはそれでやっていただいて。今、配られましたけれども政策研究会の報告で課題等も出されております。5ページにも課題等も出されておりますので、これも検証しながら課題出して何も検証しないというのもおかしいと思いますので、それは会派で都合のいいときにやっておいていただいて結構です。ただ議運としては再度きちっと日程をはっきりして、またその上でいつやるということは明確にしていきたいと思いますので、まずは24日受けてから日程を確実にきちっと決めていきたいと思います。各会派で議論するのは何らかの形で議論をしていただいて結構だと思います。そういうふうな進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） そのようなことでまず24日には日程等を聞いてきていただいて、議会の意見を述べるということはありませんと思いますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時25分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

4番目の定例会の会期変更について、お諮りをしたいと思います。

局長のほうから説明願います。

○事務局長（南 光男君） 白老町の休日を定める条例の改正に伴って9月の議会最終日に追加議案として提出を諮ったのですが、そのときには年明けの1月3日までが休みになって今回短くなるということで正月明けが。それで会期の変更ということで諮ろうとしたのですが、ちょっといろいろ今までの開催の日程だとか、そういうところも含めてどうなのだろうというところがあって提案しなかったのですが、それでいろいろ今調べている最中なので、白老町が通年議会を導入したときには地方自治法102条の第2項の規定を適用して通

年議会を開催しているのですけども、このときには定例会の回数の撤廃というか、そういうのがあって通年議会ということで取り入れているのですけども、それに伴って地方自治法101条の規定によって町が招集する。このときに議会を開催して会期を決定していたのですけども、その後いろいろ自治法も改正になっておりまして、24年には事業改正で通年議会の制度が取り入れられました。だから今この辺の結局は招集された日に会議を議会を開催しなくてもいいのかとか、その辺の運用的なものをちょっともう少し整理して必要に応じて会議条例だとか、その辺を変更していきたいなと思ってございますので、まだちょっと解釈だとかその辺をもう少し整理させていただきたいなというところでございます。以上です。

○委員長（吉田和子君） 今、局長のほうから説明がありましたように、町が招集するということが4日には当然なってくると思うのですが、議会がそれに伴って議事を招集するかどうかということが地方自治法ではそういうふうに言われていますけれども、そういう規約、条例等を事務局のほうできちっと調べて、どうある姿が1番いいのかということは法に照らしても、きちっと検証したいということですので、もうちょっと時間かかりますけれども、それが決定し次第また議運で諮りたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） そういうことで宜しくお願ひします。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 今、言ったのはこういう議会事務局長が言ったのはこういうことですか。会期の変更で29年の1月3日までの会期とするということを決めるということを決めたのでしょ。それは結構です。1月4日に会議を招集しなければいけないかどうか、会期は1月4日からだけれども、会議そのものを決定するのは1月6日でもいいのかどうかということをお調べということですか。

○委員長（吉田和子君） 南事務局長。

○事務局長（南 光男君） そうです。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） それがだめだったら1月4日にするということだね。うちの条例ではだめだね。うちの条例では1月4日にやらないといけないから変えないとだめでしょう。やるとしたら。ただ空白期間ができて大丈夫なのだけど、今までもそういうことがあったから大丈夫なのだけど。1月4日が最初で1月5日にさかのぼって決めることができるかどうかというのはちょっと、面倒かもしれないね。それなら1月6日からの会議にして2日間は空けると。何かあったら臨時会やると。そうすればできないことはないのではないかと思いますのですけど。

○委員長（吉田和子君） そういうことを調べてきちっと規約にのっとって間違いはないかどうかということで調べてもらっていただいて、その上できちっと決めたいと思います。

そういうことで年間の休日の変更がありましたので、議会として法的にどういうふうにかきとそれに沿って実施したらいいのか、通年議会のあり方等を含めて日程的な調整をきちっと法的に照らしてははっきりしたことを次になると思っておりますけれども、11月になるか12月になるか

わかりせんけれども、ちょっとそれまできちっと明確にしておきたいということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では次に予算決算の各委員会における質疑の方法についてということで、質疑の回数とずっと問題でありながらずっと3回というのは撤廃しないできたのですが、その件について局長のほうから説明願います。

○事務局長（南 光男君） 決算審査特別委員会の質疑の方法ということで前回の議運の中でお話があったのですが、質疑に関する規則とか基準につきましては白老町議会会議規則第50条での質疑の回数は3回ということでなっております。ただ白老町委員会規則23条では特に委員会が定めればというところは文言がありますので、その辺での今までのこのときにやっぱり予算・決算の特別委員会ときにはそういう審査方法ということで、議運のほうで回数のあり方とかを審議されてきたのだらうというところがございますけれども、今後本当に3回がいいのかその辺はやっぱり整理していく必要があるのかと思っております。

○委員長（吉田和子君） 委員会の中ではやはり制限するものではないというふうに自由に質疑をすることができるというふうに書いてありますので、3回といえば定例会に沿ったものになってくるとは思うのですが、日程的なものも含めて決められた日程で最終日には決められておりますので、そういったことも含めて少しでも多くの方が発言できるようにということも含めて、ある程度3回をめどにということでは、ずっとやってきたのですが今回の決算審査特別委員会がありましたけれども、それを含めて今後、本当に3回がよかったのかどうか。やっぱり質疑がちょっとうまくなかったのではないかと、そういったものが出てきましたのでまた再度、予算等審査特別委員会が3月にありますので、それまでに議会改革にこれもなってくると思うのですが議論をしていきたいなというふうに考えておりますので、各党派で集まったときにこの項目もしっかり入れていただいて決算審査特別委員会ですらあったのかということも含めて、予算等審査特別委員会が次に3月にありますけれども、この3回委員長の許可を得れば4回はいいことになっていきますけれども、それがなくていいんのではないだろうかとかそういったことの議論をしていただければというふうに考えるのですが、何か皆さんのほうからありますでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） この問題については、やはり予算等審査特別委員会に間に合うまでにきちんと結論付けていただきたいというのが一つです。

二つ目に予算等審査特別委員会・決算審査特別委員会のほかに特別委員会やっておりますけれども、予算等審査特別委員会、決算審査特別委員会だけが3回で特別委員会が自由だということも何かおかしな感じで、その辺をどうするのかも決めていかなければいけないのではないかなと思うのですよね。その辺については各党派で議論ができるのかどうか。その辺について

お伺いしたいと思います。

○委員長（吉田和子君） 特別委員会は今も現在やっておりますので、ある程度の質問が終わってまだ質問したい人は2回目したりしていますし、4回、5回委員長の許可を得て質問をしていましたので、どうでしょうか。特別委員会も入れて検討したほうがいいでしょうか。まずはその予算・決算での日程が決められている中での質疑の応答のやり方を3回と基準に決めていかどうかというのと、特別委員会もそういうふうに決めていったほうがいいでしょうかね。どうでしょうか。皆さんのお考えをちょっとお伺いしておきたいと思います。

小西委員。

○委員（小西秀延君） これちゃんとやっぱり決めとくべきだと思います。今、委員長の許可を得てということになっていますけど。今回もそうでしたけど委員長の許可を得ないで、発言しているほうが抗議してくるようなことになったら、これはちょっとおかしいと思いますので、きちんと決めておくべきだと思います。

○委員長（吉田和子君） ということは3回なら3回にして、まだ質疑がちょっと答弁が違うとかなんて言ったときは委員長に許可を得て質問をするということにしたほうがいいということですか。予算等審査特別委員会・決算審査特別委員会も、それから特別委員会もある程度一つのルールを決めたほうがいいということですか。ただ予算・決算まで大体決めればいいのかというふうに思っていたのですが、今、特別委員会やっている最中ですよ。早急に決めますか。どうしますか。今やってる最中で大体11月ぐらいまでは終わりますでしょう。決めている最中に終わってしまうと思うのですけども。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大体、今、見ていたら3回以上なんて現実的にはほとんどないですよ。それで、議長と委員長の議場整理権というのは絶大な力があるのです。本当は発言を封じることでもできますよね、議長は。委員長はそこまでいくのかどうかわからないけど。議長はできます。封じると言ったらおかしいけど、不規則発言はやめなさいと言えるのだから。いうことをきかなかったら退場と言えればいいわけだから。議員だって退場、傍聴者だって退場できるのだからね。だから僕はやっぱり、これはもうこれ以上議論する必要はあるのかなと思うのだから、はっきり言えば、何の根拠もない話ですよ。だって現実的には見えて3回以上なんてほとんどないですよ。ただしそのとき同趣旨の発言で何度もした場合は、委員長や議長がそれは本当さっき言ったことと同じだからあなた発言を認めませんで、ばしって言えるかどうかここなのです。その議場整理権を運用できれば、最大限運用できれば僕はこんなのはもうとっくに撤廃すべき中身だと、1番最初から僕はそう思っていましたけど。撤廃すべきだ。まして今時間オーバーするということはないでしょう、各会議で。ですから、私はもう議会運営委員会を取っ払いましたよと、皆んながいいといえればいいと思うけど。何を議論するの。

○委員長（吉田和子君） 委員も勉強してきてまとめて、ある程度そのきちっとして要約して質問をするようになってきましたので、何か絶対ちょっと意見の違いがあったり質問事項がなかなか相手が理解できないで、こっちの言い方も悪いのかもしれないけど行き違いがあった場合

にはその3回、4回になってしまうことが何回かありましたけど、そうでない限りはほとんど3回以内に私は終わっているから、別に決めても決めなくても皆の姿勢の中にはきちっとやるのだっていうふうに今、大淵委員がおっしゃったことに賛成なのですね。関連質問はいいと思うのですよ。たまたまそこ質問しようと思っていたとこということを質問することはいいですけど。同じようなことを述べている人がいるのですね。ですから、やっぱりその辺はやっぱりきちっと注意していただいて趣旨が違っていたり、私はこういう意味で私は質問していますということきちっと述べて質問していただくと、そういう形にだけしてもらいたいということは議運を通じて議長名でもいいです、きちっとお話をしていただくとか、書類に出すなら出して関連質問の場合はきちっとその趣旨を述べてきちっとすると、同じような質問はしないようにしようと前の質問で理解をしていただくと。そういうことできちっと言っていたくような形にしていったほうがいいかなというふうに思っていることが何回かありましたので、その辺の趣旨をきちっと述べて徹底するというので私も回数はいいいのかなとずっと思っていたのですけど。

前田委員。

○副議長（前田博之君） 私もこの件については前々回の議会改革からずっと議論して、大半は撤廃すべきだという話だったのだけど、だけど合意になかなか至らなかったの、その時も言ったのだけでも、一つはほかの議員が同じような質問するという今言ったのは別ですよ。ただ僕、この前も委員長に注意されたけど質問していることに対して答弁が全然違うのですよ。質問の理解がされてないから。それは僕は聞くべきだと思いますが。それ以外は注意してると。もう一つはなぜ白老町も3回になったかとなると今、苫小牧は予算委員会は質問形式でやっているからいいのだけど、極端な言い方すると登別とかよそで本来、信頼関係で質問すべきですよ。1回で終わる場合もあるのだから。ただよその市でやったのは、同じような質問でも言葉悪いのだけでも何回ももうしなくていいというようなやつがダラダラやるものだから登別あたりでは3回に決めたのですよ。それその議員、退職していなくなったのですよ。前回の時に撤廃したのですよ。その議員の良識の範囲で質問しないといけないし、ここにも書いてある地方自治法にも書いてある議会というのは討議の場なのですよね。そうですね、言論の府ですから。そういう部分からいけば、決める自体がおかしいのですよ。なぜかという過去もそういういきさつで決めたはずなのですよ。だから今やっぱり常識の中でちゃんと質問するし、3回ということに慣れてきていますけどね。僕はあえて一般質問なんて45分の一般質問になっているのに、委員会でそこはやっぱり短く答弁もらったらすべきだと思うけど、やっぱり今、政策議論しても質問する側も含めて僕も含めて僕自身だよ。質問の仕方も悪いのだけど質問が理解できなくて、答弁が180度違うようなことをやったり、それを見逃したと終わりですからね。そういう部分がやっぱり今、多くの問題が出ることはそういう部分はやっぱり議場で多くなってくると思いますよ。議論することが。ただそれをむやみに無制限だということはありませんと僕は思うけど。僕も撤廃すべきだと思います。

○委員長（吉田和子君） 議員は誰も時間を堂々と使ってやろうとは思っていないと思うので

すよ。納得しなかったらやっぱり聞いてくる。それから反問権とあるのですよ。行政側も理解できなかったらどういう趣旨で質問しているのかということ聞いていいはずなのです。それが今、全然なくて自分の考えで答えていて全然違うこと答えてるといことがありますので私みたいに早口で言うから理解してもらえない部分はあると思いますので、本当にそういう面ではきちっと質問するほうも要約してきちっとやる。同じようなことは何回も繰り返さないで理解したところはきちっと理解をして、また次にいくというような形の質問のあり方というのを議員みずからやっぱり自分もきちっと襟を正してきてやっていくという形で私もなくてもいいのかなというふうには思っているのですけど。大体3回が定着してしまったなと思っているのです。だからそれで大体、終わらせる方向性で2回で納得できれば終わる人もいます。それ以上言っている人は大体、行き違いが多いとなってるかなというふうには思うのですけども。西田委員。

○委員（西田祐子君） 私もぜひこれは撤廃していただきたいなと思っております。撤廃しない理由が明確でなければやっぱりしてかないといけないかなと。それと今いろいろなご意見、ほかの委員さんからもありましたけど私もその部分はそのように思います。先ほど大淵委員のおっしゃったように、やっぱり委員長、議長やっぱりその辺が、きちっと議場整理をしていただければ混乱がなくなるというのと、大体3回で終わるという理由の一つに、もう1回この件が終わったけどこっちは皆終わったらもう1回質問できますよというふうな今、ルールにしていますよね。これは特に決めてるわけではないけど。その辺が徹底されてきて同じ一度にば一とやってあっちもこっちもやるのではなくて、一つ一つ整理できる状況になっての質問ができる状況になっているからなってるのかなと私も思うのですけども。だから、今の状況凄くあの質問しやすいし、せいぜいなつたとしても4回、5回がいいとこくらいで、もう1回全員終わったらまた質問できるよとこっちのルールのほうがすごくいいなと私自身は感じております。

○委員長（吉田和子君） 納得できないことと自分が納得できないというのは自分の意思とは違うから納得できない何回もやるのと、ほかの人が聞いているとそうだと思う人もいますよね。だからその納得できないということと理解できないということはまた別の問題だと思いますので、納得できたことやっぱり納得できたでその部分は違うと思うということだけきちっと言って、それにまた答えもらってそれが行き違いだったらそれをずっと追求していても、その場では結論は出ないのかなというふうに思います。引きどこも私たちがきちっと明確にしながらやっていかないといけないなというふうに思いますし、委員長、議長も見ててそこはそれでもうそれ以上は出ないでしょうという形でとめるということも必要なかなというふうにも思いますけども。どうでしょうか。今、撤廃という意見が結構多いのですけども。やっぱり日程はきちっと踏まれますので、ある程度その日程はきちっと終わるような方向性で私たちはやっぱり努力していかないといけないというふうに思うのですよ。ただ議論が深まって本当に大事な議論をして伸びたというのは私はいいと思うのですけども。そういうふうに考えて皆さんが各自、自覚を持ってやっていただければ回数は必要ないのかなと私もちょっと思っ

いたのですけど。どうでしょうか。ここで結論出れば出ちゃっていいんだと思うのですけども。今、特別委員会やっていますので。撤廃しますか。3回までということが撤廃するというもので。だからやっぱりほかの議員だって皆んな聞いているわけですから、それおかしいとかという言葉も出てくると思いますので、それはそこで理解者しないとだめだよとかとなると思いますので、聞いている議員側もきちっと撤廃した以上はそれ以上はもう違ふよというふうに言ってあげたり、委員長一人で采配しているわけですから大変だと思しますので、議員の声もやっぱりそういうのがあるとやってる側も自覚できるのではないかなと思しますので。その辺が、大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） はっきり言えば何聞いているかわからない質問もあるのだよ、聞いていて。あるでしょ、実際に。一般質問と本会議も予算等審査特別委員会だって。この人、何聞いているのかなと思わない、はっきり言えば俺思うよ。思うことあるもん。だからそういうときにやっぱり議長、委員長はきちっと言ったほうがいいですよ。論旨不明確ですから明確にして何かきちっと聞いてくださいと言ったほうがいいですよ。そういう癖をつけないと。それと議員の持っている発言権の権利というのは別なですよ。それをとめてはだめだけど。やっぱり論旨不明でずっとやられたら、議会は一体何をやっているのだとなりますよ。はっきり言えば、私もそういう部分もあるかもしれませんから。ぜひ委員長、議長そういうことを注意したほうがいいですよ。何も本人が悪いとかそういうことではないのです。直らなかつたらずっと同じくいくからね。僕はそういうことを直すのが議会議員が襟正すということになると思うのですよ。5回質問するときは、やっぱり5回質問するだけの中身ないで質問したら、おかしいのではないですかとやっぱり委員長言ったほうがいいですよ。例えば答弁漏れだったら、答弁漏れは答弁漏れできちっと指摘してこれは答弁漏れですと議長よくやりますけどね。そういうふうにきちっとやれば、何も問題ないのではないかなと思うのだけど、そこは。

○委員長（吉田和子君） 暫時休憩します

休 憩 午前11時49分

再 開 午前11時53分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて会議を再開します。

今、いろんな議論がありましたけれども質問の回数については、特別委員会とそれから予算・決算審査特別委員会は回数の撤廃をするということで方向性をはっきりしたいと思います。ただ内容によってはダブっていたり、同じような質問というのは避けていただきたい、それから行政側もきちっと正していただきたいと。もちろん議長、委員長にもそういうことは正していただく。そういう趣旨を含めて撤廃をして時間の制限も日程制限もあることですから、そういうことにはきちっと心に入れていろんな議論をしていきたいというふうに思っていますので、そういう点でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） そのように取り計らいたいと思います。そういうことで、議会側も

襟を正してきちっと整理整頓して質問をしますと、それで納得できない場合は反問権を使っていただきたいと。そして皆で襟を正しながら日程をきちっとクリアできるようにしていきたいということでお話ししていただければ、了解していただければと思います。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。僕ちょっと一つだけ疑問に思うとこととか気になるところが、見解の相違とあると思うのですよね。見解の相違のときにお互いにこう見解が合わなくて、議論の行ったり来たりというところがあると思うのですよね。そこについても議長なり委員長なりの判断によって、そこはとめることができるのかどうなのかということもきちっと決めておかないと見解の相違のまんまでこういつまでもというの、どうかなというところがあるので、その辺の議長、委員長の采配なりそういったところのきちとしたところも議員側としてもきちっと押さえておく必要があるのかなという部分があるので、その辺を整理していただきたいと思うのですけど。

○委員長（吉田和子君） 前田委員。

○副議長（前田博之君） 大淵さんは議場で何回も経験しておりますので、あとで聞いてもらえたら。町長から大淵議員の質問、見解違います、と終わる。何回もあったな。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 見解の相違は絶対あると思うので、これはもう考え方の違いなので。これはきちっと議事整理権を使わせていただきますから。

○委員長（吉田和子君） 今、吉谷委員から出た見解の相違はきちっと委員長含め議長の采配できちっと取り計らっていただく、そういうことで行政側にも努力をしていただく、いい答弁をして回数あまり伸びないような形の努力をしていただくと、議会議員も努力をいたします。そういう両方からいったほうがいいと思うのですね。そういうことでお願いをしたいと思います。

特別委員会の開催について今後の日程です。特別委員会の開催、民族共生空間整備促進・活性化に関する特別委員会とそれから財政健全化に関する調査特別委員会、資料は皆さんの手元にっておりますけれども、その日程の状況について説明をお願いいたします。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 資料3のほうに10月の議会の行事予定と裏面で11月の議会の行事予定の中に特別委員会を日程に入れておりますので、まず民族共生象徴空間整備活性化に関する調査特別委員会は、10月の17日、ということで一応これについては、周辺整備の関係の18項目について説明があるというところでございます。

○委員長（吉田和子君） 今、日程があったのですが、財政健全化はある程度、最終的な結論を出すところまでの日程が入っているのですが、民族共生象徴空間に関しては17日の1回だけなのですが、これはまた新たに組まれるということですね。財政健全化は町が主体ですので、ある程度、日程は組めるのですけれども、象徴空間のほうは国もかかわってくることなので、その都度必要性に応じて委員会を組まれるということになりますので、まずは17日にあるとい

うことでの日程の報告なのですが、何か要望とかありますでしょうか。どうでしょうか。

前田委員。

○副議長（前田博之君） 委員長のほうで国の云々と言いましたけど、今、町の関係で周辺整備やっていますよね。活性化プランで、その部分については前回も必要なもの健全化プランに間に合うように10月に出すと言っていますからね。それに合わせて多分、組むのでしょう。そうでないと、国はもう進んでるから。その部分が、ちょっと事務局のほうと委員長と町側と整理して、この財政健全化プランがいつ案が出るのか、それに合わせて入れると言っていますからね。その辺の調整ぜひしてほしいなと思います。

○委員長（吉田和子君） 健全化プランがきちっともう出てきておりますので、象徴空間もそれに合わせて財政的なことも含めて一緒に同時並行ですので、日程が決まれば早急に議会に報告していただきたいということで。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 象徴空間の関係については周辺整備に係る事業検討状況ということで資料があったのですが、これについて18項目、17日の日に説明があるということでございます。

○委員長（吉田和子君） そのあとの議論はまだ決まってないのですね。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） そのあとに日程を決めて説明を受けて、議論を討議をするということで考えておりますけども、ただ質疑の時間がどのぐらいかかるのかというところもあります。とにかくプランに反映させるような内容にもなりますので、これはこれでしっかり議論していかなければならないのかと思いますので、財政健全化に関する調査特別委員会は項目ごとに約1週間おきに日程調整しております。今回お示したように財政健全化のほうはまず6日にありますけれども、これは人件費の絡みで。それと13日、病院の関係です。病院長も出席されるというところがございます。それで20日につきましては、今回、前に下水道事業の関係が質疑に入れなかったの、この日に国保とあわせて。

○委員長（吉田和子君） 下水道の6に日残っていたのやらないのだ。人件費だけやるのですか。20日に下水道やるのですか。そして、そのほかに保険、国保。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） それと11月2日はバイオマス。それと10日の日は公共施設の関係。これは総務文教で所管事務としておりますので、今週の金曜日の日に町側からある程度の計画の内容を確認して、最後にまた11月7日に総務文教常任委員会で最終的に取りまとめの方向に入るかなというところがございますけども、それに合わせて財政健全化のほうでは10日の日に質疑を行うというところがございます。

○委員長（吉田和子君） この10日で9項目の重要事項は終わるのですね。一応。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 終わります。収支見通しだとかということに入ってくると思いま

すので。

○委員長（吉田和子君） そうなのですか。これを受けてある程度、基本的なものできてくるのかな。そうなのですか。この日程、議員の皆さんにもちゃんとお配りしたほうがいいですね。6日に下水道やるのかなと思ったのですが。これは全部議員さん、日程わかるのでしたか。バイオだとか。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 項目立てはしていません。予定なのですが、いろいろところ質疑だとかずれる可能性もありますので、最悪、予備日とかは取ってないのですが、議員同士での討議だとか、そういう必要な日程が入るかもしれないというところはあります。

○委員長（吉田和子君） 前田委員。

○副議長（前田博之君） まださっき局長言ったけど全体の収支計画やるのは、結構かかるよ。超過課税の部分も入れて。人件費どうなるかわからないけど、それによる財源の見通しだとかそういうのも大変だと思うのです。

○委員長（吉田和子君） 9項目を終わってからある程度また日程を見て、入れてくるのかな。そういうことですね。一応、全議員に配ります。項目入れて。9項目はわかっていると思うのですが。お配りした方がいいですね、ほかの議員さん方にも日程、10月、11月の。12月の日程もこの次入りますけど。財政健全化と象徴空間の日程は、このようになっておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後12時06分

再 開 午後12時11分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて会議を再開します。

それでは今の日程は配られるということで、よろしくお願いをいたします。

次に12月の日程について局長のほうから説明を願います。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 資料4でございます。定例会12月会議の日程案というところで、町側のほうともちょっと調整をさせていただきながら去年と同じような大体、日程で調整させていただいてこの日程ということでございます。12月1日までに一般質問を締め切りということで12月9日には議案説明会、12月13日に一般質問を3日間と一般議案と議会関係ということで今回、議会関係もいろいろ報告が委員会報告とかがかなりあると思いますけども、こういう日にちということで4日間というところでの日程でございます。

○委員長（吉田和子君） 今、局長のほうから12月の日程が出されました。一般質問が何人出るかわからないということでこういう日程になっていきますけど、もし3日目に一般質問が一人とかで終わったら、それで一般質問だけで終わってしまうのですか。一般議案に入るのですか。入らないで一般質問であくまでも終わってしまうということですか。もし一般質問なければ15

日は休みになるのですね。2日で終わるといふことないと思うのですけど。日程、一応こういうようなことで大体、町側も考えているようですので、また後日また変更があったりすることもありますので一応押さえておいてください。12月の行事、議会の定例会日程はこのように一応考えておりますので、その辺を頭の中に入れておいていただければというふうに思います。

次にいきたいと思います。次回の開催日なのですが、24日に自治基本条例でお二人が出ます。その後、自治基本条例に対して、どのように取り組んでいくかということがありますし、それともう一つどうでしょうか。前議会運営委員会の元委員長、大淵委員。申し送り事項で新しく議会議員が当選したときに議員報酬について、上げる下げない別としてパーセント引いてましたよね。それを検討するということが1度、元に戻しましたよね。その検討はしなければ申し送りで次回ですということになっていきますよね。これも検討する時期かなというふうには捉えているのですが。それで10月24日にありますので、その以降で1日議会運営委員会を、そのことも含めて条例等も含めて委員会を開催したいと思いますので、皆さん日程どうでしょうか。議長が民族共生の27日からいっしょにしないのですよね。視察で25日からいっしょにしませんので31日ぐらいになっちゃうかな。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 私が思うには自治基本条例のことについては、これは委員がいれば内容的なことについては議論してきてもいいのかなと。議長も忙しいですからね。議員報酬についてはまた別ですけども、自治基本条例については議長がいっしょになくても、申しわけないですけど、議長には申しわけないですけど。予定が入ってる日にちだとしても、ほかの委員で検証していったほうがいいのか、もしそうしないとちょっと日程的にきつくなるのかなと。産業厚生常任委員会も別ですけども、この議運のきちとした正式なメンバーがいっしょにあれば。

○委員長（吉田和子君） そのいっしょにする日にちが28だけなのですね。空いているといたら。もし議長がいっしょになくても、やるということなら。議長、副議長がいっしょにしないのですよ。だから、できれば31日が忙しければ、31日か11月1日。できれば31か1日にやっていただければ。いいですか。10月31日、議会運営委員会を行いたいと思います。条例に関することと議員報酬のこともそのままになっておりますので、上げる上げないパーセント引かないを結論出したいと思いますのである程度、会派でももし話し合いができれば話し合いしておいてください。特別委員会も何回かありますので、ちょっと打ち合わせをしておいて、各会派の考え方もまとめておいていただければというふうに思います。そういうことで10月31日の10時から次回の議会運営委員会を開催いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） その他、何かありますでしょうか。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 議員の報酬関係、議論すると言っていますから、8月に人勧出ていると思うのですよね。それで、議員にも跳ね返るのかどうか、それだけだけちょっと調査して。

パーセントで跳ね返るのであれば幾らぐらいになるのか。ボーナスも0.1上がるのかな。だからその辺だけ整理しておいたほうが、たぶん議論出ると思いますね。

○委員長（吉田和子君） これは報酬に関しては、議運からの申しおくりですので、議長に諮問していただくとか、そういうことなしに議運で議論して結構なのですね。そういうことで、調べておくことは調べていただいて、31日に議論したいと思いますので、各会派でも一応相談をしておいていただければというふうに思います。それでは、一応何かありますでしょうか。よろしいですか。

◎閉会の宣告

○委員長（吉田和子君） 議会運営委員会を終了したいと思います。

（午後12時18分）